

午後1時28分開会

○大串副委員長 では、皆さんこんにちは。本日は嶋崎委員長が病氣療養のため、千代田区議会委員会条例第9条だそうですが、それに基づいて副委員長の私が委員長職務を代行させて行わせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

（中略）

○大串副委員長 それでは、日程の1番、送付3-22、神田警察通り整備において街路樹の伐採を止めるよう求める陳情であります。

先週31日に本件の陳情審査を行いましたけれども、その後において変化等ありましたでしょうか。

○加島まちづくり担当部長 前回、1週間前にここで、第19回の神田警察通り沿道整備推進協議会のご報告をさせていただきました。その際にも申し上げましたけれども、次回また意見を聞く会を設けますというところで、今、そのための調整中ですね、日程も含めまして調整中でございますので、大きな変化というものはございません。

○大串副委員長 はい。ということでございます。

委員の皆様からありますでしょうか。

○小枝委員 私のほうからは、時間をかけずに確認していくために、幾つかの資料要求をお願いしたいと思っています。

あ、1点目は資料要求じゃないんですけれども、ホームページを見てみますと、明大通りのほうは始まりから終わりまで全ての協議会がホームページに掲載されていますが、こちらと同じ通りなんだけれども、一切載っていないんですね。で、これについては、やはりどういうふうになんかの方で話をしてきたかという履歴は公開、必要なことだと思うので、これについては、要求というよりは載せていただきたいなということです。

それと、以下、あとは3点が資料要求なんですけれども、私、個人的にはこの神田警察通り沿道まちづくり検討委員会ですか、から、神田警察通り沿道整備推進協議会の委員構成について、どういうふうになんか行ってきたのか、頂きたいですということで佐藤課長のほうをお願いをしておりましてけれども——あれっ、今日お顔ぶれ。いないんですか。で、これについては、私が一番知りたいのは学識経験者が、どのような方が入られて、いつぐらいまで入っていらして、今はどんな方なのかというところを、あるいは町会の範囲であるとか、そういうことが知りたかったですけれども、まだ分かっておりません。これは、シンプルに理解をする必要があることですので、出していただきたいと思います。それが1点目。

2点目が、前回ガイドラインに関する質問もしましたけれども、いつどこがどう変わったのか、どういう会議体で変えたのかというのが分かるようにしていただきたい。これが2点目。

で、3点目は、広報の仕方というのが非常に重要だと思うんですけれども、街路樹がどうこうということではなくて、この神田警察通りの工事について広報された過去の履歴があれば、それを出していただきたい。

以上3点なんです。1点目はお願いしますよということで、残りの3点は資料要求。これも予算委員会等に負担をかけていけないための私なりの考えということでぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○加島まちづくり担当部長 まず、推進協議会のホームページへの掲載ですね。これは、実は守る会さんからも要望が、要望というか指摘がございまして、そのとおりですということで、今、鋭意準備を進めているところでございます。また掲載が決まりましたら、ちょっと委員の皆様にはポスティングさせていただければなというふうに思っております。

○小枝委員 はい。

○加島まちづくり担当部長 資料のほうですね。1点目、検討委員会から推進協議会に変更、今は推進協議会ですけれども、その中の委員構成というところで……

○小枝委員 はい。

○加島まちづくり担当部長 はい。あ、資料、全部用意させていただきます。で、ガイドラインの、いつどこで変わったのかというところですね。

で、3点目、工事に対しての広報なんですけれども……

○小枝委員 まちづくりの立場から。

○加島まちづくり担当部長 はい。それが、その広報というのは、ホームページなのか広報紙なのか……

○小枝委員 紙です。紙です。

○加島まちづくり担当部長 広報紙ということであれば、やっているかやっていないかというのは、ちょっと私は今ちょっと確認ができていませんけれども、その辺を含めまして、やっていればそのときの、やっていなければやっていないというような形になるかなと思いますので、そういった形で。

○小枝委員 はい。

○加島まちづくり担当部長 これは、当委員会への資料ということでよろしいということで……

○小枝委員 そうです。はい。

○加島まちづくり担当部長 はい。承りましたので、よろしく願いいたします。

○印出井環境まちづくり部長 補足いたします。3点目の広報ですけれども、広報については、ホームページ、広報紙については前回のご質問がありましたけれども、工事自体については、いわゆる狭義の広報紙では、例えば予算とか、そういったものを除けば掲載していないんじゃないかということでございますが、確認をさせていただきます。

それから、工事についてということでございますので、個別に広報、チラシやポスターとか、地域における広報というのもありますし、また、工事の内容について当委員会でご報告したということもありますので、全体をちょっと洗い出して、資料として用意させていただきたいと思います。

○大串副委員長 はい。よろしいですか。

小枝委員。

○小枝委員 委員会において報告したというのは、議員ですから、持っているので求めているんですね。地域住民が分かるようにどのようなものをということで、広報千代田、どんなものでも多少は載るんですよ。絶対に、載っていないということはないので、載っ

た事実だけ、広報千代田のものだけ出していただければ結構です。ほかは要りません。

○印出井環境まちづくり部長 広報ということですので、紙の広報紙についても確認させていただきますけども、当然、ホームページ、それから個別にチラシを配布するということが広報なのかなと思いますけれども、そういったことも含めて洗い出して、その中で資料としてこういったものが適切なのかは、また調整させていただければと思います。

○大串副委員長 はい。よろしいですか。

そのほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大串副委員長 はい。そうしましたら、陳情の扱いでございますけれども、これから協議会に向けていろいろと準備するということですから、継続ということをお願いしたいと思っておりますけど、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大串副委員長 はい。では、送付3-22、神田警察通り整備において街路樹の伐採を止めるよう求める陳情については継続とさせていただきます。

以上で陳情審査を終了いたします。